

鹿沼市除染実施計画

< 第 3 版 >

平成 2 8 年 3 月

鹿 沼 市

改訂の履歴

年月日	内容	備考
平成24年 4月26日	鹿沼市除染実施計画 <第1版>の策定	
平成24年12月 5日	第1版改訂<第2版>	
平成28年 3月24日	第2版改訂<第3版>	

鹿沼市除染実施計画

〈第3版〉

目次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 除染実施計画の対象となる区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用
上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置・・・・・・・・・・ 8
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期・・・・・・・・ 10
6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関
する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
7. その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

当市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。当市では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しつつ、年間1ミリシーベルトの達成が困難な地域については、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少（子どもの生活空間については約60%減少）した状態を実現することを目指し、平成25年3月までを第1期として、子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

文部科学省が平成23年7月に実施した航空機モニタリング調査や、市による市内を1キロメートルメッシュに区切って市民の生活空間が存在するメッシュの測定を実施した西北部における空間放射線量測定（平成23年11月実施）の結果、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上あるメッシュを対象に再度調査（平成24年2月実施）した結果に基づき、区域内の測定結果が毎時0.23マイクロシーベルト以上である区域のうち、以下の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

地区名	町名	地点名	メッシュ	H24.2 実施	H23.11 実施	除染実施計画 対象区域
西大芦	草久	川中島橋先	7-J	0.278	0.31	○
		古峯神社無料駐車場先	8-G	0.250	0.267	
		藤倉橋付近	8-H	※1	0.256	
		白井平橋手前	8-J	0.304	0.317	
		星宮神社先	8-K	0.240	0.341	
		古峯原射撃場先	9-G	0.252	0.286	
		リーバス滝ヶ花入口先	9-H	※1	0.295	
		滝ヶ花橋奥	9-I	0.260	0.294	
		リーバス金剛山先	9-J	0.304	0.32	
		リーバス古越路先	9-K	0.334	0.385	
		字穴橋手前	9-L	0.230	0.275	
		リーバス上原山	10-I	0.260	0.259	
		リーバス下の向先	10-J	0.280	0.292	
		リーバス両の手手前	10-L	0.272	0.31	
		リーバス中内先	10-M	0.242	0.245	
		西大芦小学校	10-N-2	0.240	0.271	
		旧西大芦児童館入口	10-O	0.232	0.24	
		リーバス古鹿の入手前	11-N	0.236	0.302	
		リーバス塩沢橋先	11-O	0.238	0.265	
草久平均				0.261	0.291	
加蘇	上久我	林道小川沢線小川橋手前	12-L	0.312	0.299	○
		林道寄栗線石裂沢橋付近	13-L	0.288	0.305	
		林道寄栗線細子橋手前	13-M	0.220	0.281	
		林道寄栗線神楽橋先	14-M	0.224	0.25	
		県道石裂沢橋付近	14-N	0.252	0.267	
上久我平均				0.259	0.280	

地区名	町名	地点名	メッシュ	H24.2 実施	H23.11 実施	除染実施計画 対象区域
粟野	入粟野	リーバス上五月バス停付近	14-I	0.476	0.424	○
		リーバス営農組合バス停先	14-J	0.284	0.357	
		リーバス下五月バス停先	15-J	0.326	0.288	
		リーバス橋本手前	16-J	0.248	0.297	
		リーバス笑楽館前手前	16-K	0.240	0.244	
		リーバス大出付近	17-K	0.222	0.241	
		リーバス水沢付近	17-L	0.212	0.245	
		リーバス滝の端	18-M	0.188	0.206	
入粟野平均				0.244	0.255	
粕尾	上粕尾	前日光牧場看視舎先	12-F	※1	0.332	○
		リーバス山の神	15-D	0.344	0.376	
		リーバス墨田学園先	15-E	0.324	0.356	
		リーバス羽立口先	15-F	0.376	0.381	
		リーバス上粕尾発光路西側	16-E	0.276	0.342	
		リーバス上粕尾発光路手前	16-F	0.324	0.373	
		リーバス田の端手前	16-G	0.324	0.357	
		リーバス大井先	16-H	0.288	0.314	
		林道北村沢上粕尾小上	17-G	0.302	0.397	
		リーバス上粕尾小前付近	17-H-1	0.280	0.249	
		リーバス水神先	17-I	0.246	0.258	
		リーバス栃原先	18-I	0.248	0.254	
		リーバス栃原手前	18-J-1	0.238	0.244	
		上粕尾平均				
粕尾	中粕尾	県道鹿沼足尾線金穴橋付近	19-J	0.204	0.238	×※2
永野	上永野	永野与洲平先	20-I	0.202	0.234	×※2

※1 (8-H、9-H、12-F) は、H24.2 実施時に積雪のため、測定できませんでしたが、文部科学省が航空機モニタリング調査及び H23.11 実施の西北部における空間放射線量測定の結果を基に、除染実施計画対象区域とします。

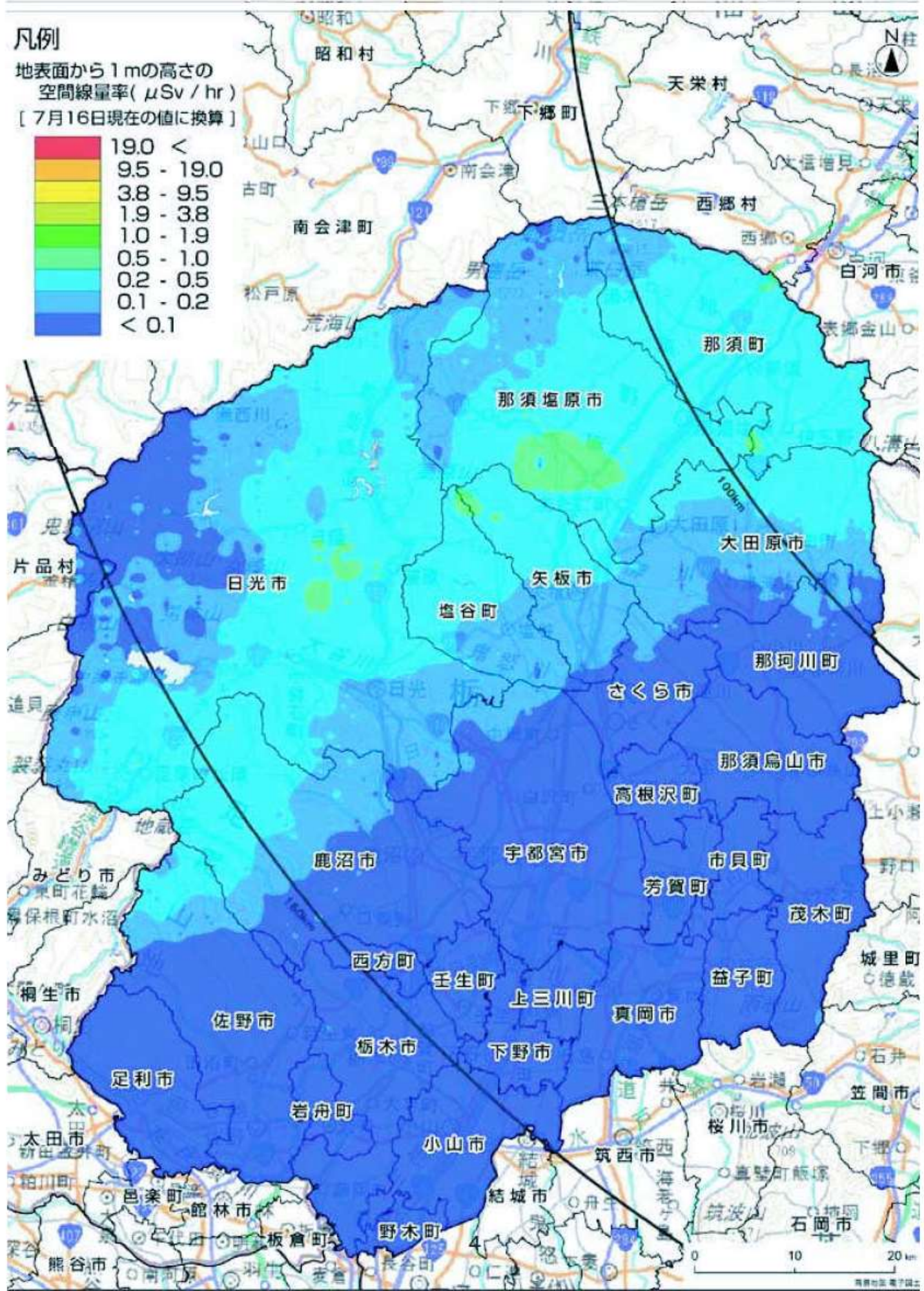
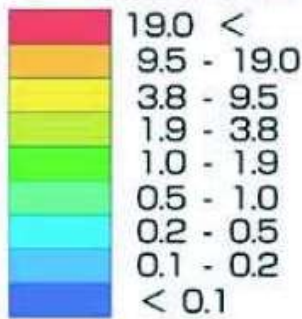
※2 H24.2 実施時において、空間放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以下であるため、除染実施計画対象区域としておりません。

文部科学省及び栃木県による航空機モニタリングの結果

(栃木県内の空間線量)

凡例

地表面から1mの高さの
空間線量率($\mu\text{Sv/hr}$)
[7月16日現在の値に換算]

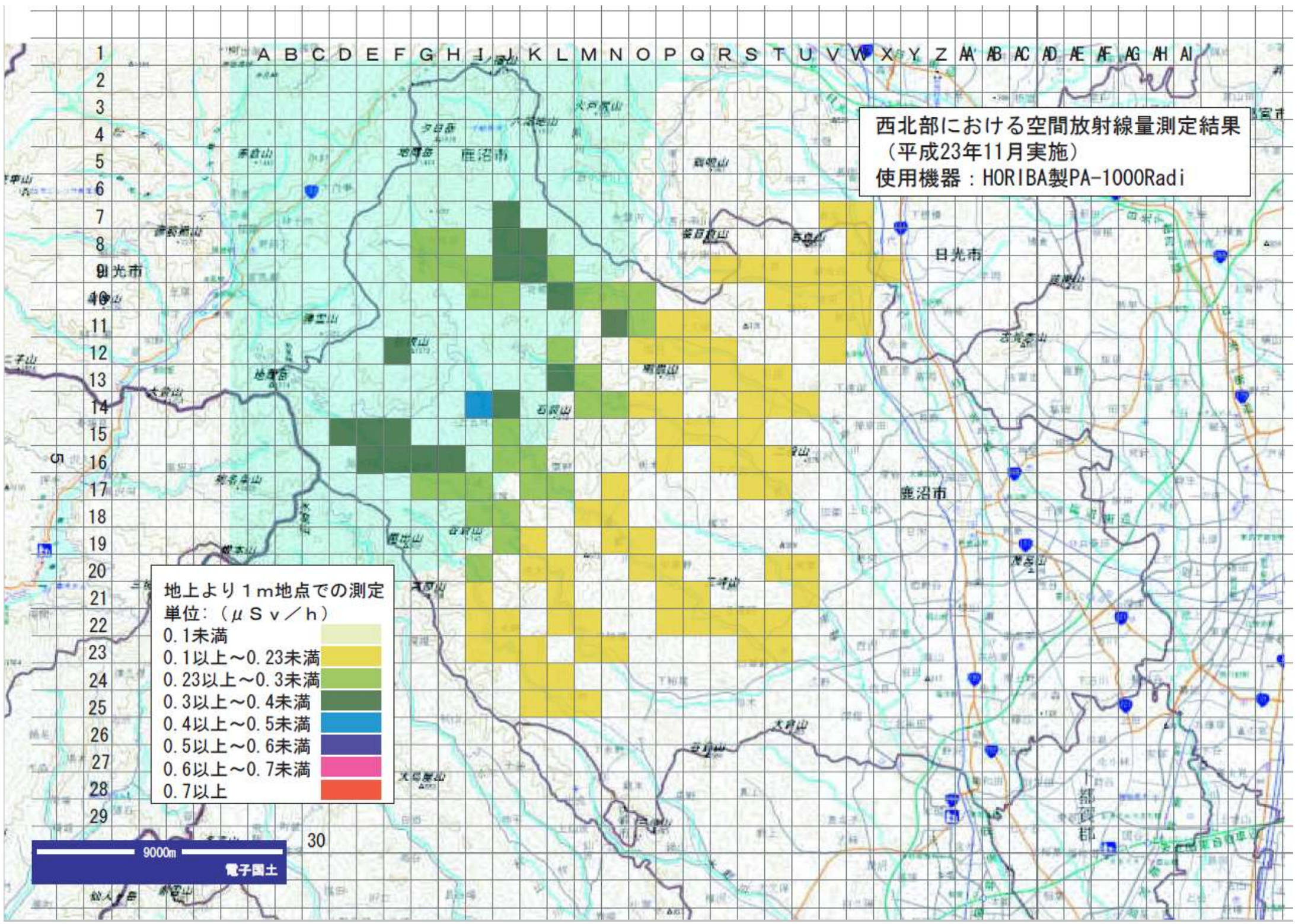


国土地理院 電子図

西北部における空間放射線量測定結果
 (平成23年11月実施)
 使用機器：HORIBA製PA-1000Radi

地上より1m地点での測定
 単位：(μSv/h)

0.1未満	白
0.1以上～0.23未満	淡黄
0.23以上～0.3未満	黄
0.3以上～0.4未満	黄緑
0.4以上～0.5未満	緑
0.5以上～0.6未満	青緑
0.6以上～0.7未満	青
0.7以上	赤



西北部における空間放射線量測定結果
 (平成24年2月実施)
 使用機器：日立アロカ製TCS-172B

草久
 (西大芦地区)

入粟野
 (粟野地区)

上粕尾
 (粕尾地区)

上久我
 (加蘇地区)

地上より1m地点での測定
 単位：(μSv/h)



3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
小学校	市
公園	市
公共施設その他同等の施設 ※1、※2、※4	市・県・国・他自治体
通学路（側溝含む）※1	市・県
民間施設・住宅・宅地 ※2、※4	市（所有者）
生活道路その他同等の施設 ※1、※2	市・県
農地（牧草地含む）※3、※4	市（所有者）
山林・里山・河川 ※1、※2、※4、※5	市（所有者）・県・国

- ※1 具体的に除染する対象について、今後、国・県などと相談し定めることとします。
- ※2 自治会による除染活動に対して、市が線量低減化支援事業により支援します。
- ※3 国や県、近隣市町の状況や必要性等を踏まえながら検討します。
- ※4 施設管理者と協議のうえ、市が除染を実施します。なお、その場合、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者等のご協力をいただくこととなります。
- ※5 生活圏隣接以外の森林や河川等の除染の実施については、今後検討します。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月 第 2 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 25 年 3 月 29 日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染の対象は、実施前に空間放射線量を測定し、面的除染を実施する小学校の校庭、公園等の庭、農地、牧草地については地上高 1m（小学校は地上高 50cm）で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる範囲とします。

それ以外の局所的除染を実施する施設等については、地上高 1cm で毎時 1 マイクロシーベルト以上の箇所とし、その対象を地上高 1m で測定した際、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上であれば、特措法の措置として除染を実施し、毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であれば、原則として、鹿沼市の独自措置として除染を実施します。

なお、除染にあたっては、除去土壤等の発生抑制にも配慮します。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去※1 ○客土・圧密による原状回復※1 ○庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去等※1 ○現場保管の際の残土による原状回復※1 ○汚染されていない土壤による被覆※1 ○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○落葉の除去、除草

公園	<ul style="list-style-type: none"> ○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去※1 ○客土・圧密による原状回復※1 ○庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去等※1 ○現場保管の際の残土による原状回復※1 ○汚染されていない土壌による被覆※1 ○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○落葉の除去、除草
公共施設その他 同等の施設	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上、壁面の清掃、拭取り ○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草
通学路（側溝含む） 生活道路その他 同等の施設	<ul style="list-style-type: none"> ○（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○（路面）手作業によるブラシ洗浄 ○（路面）歩道洗浄、除草 ○（側溝）泥等の掻き出し、除草 ○（法面）除草
民間施設・住宅・ 宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面等の清掃、拭取り ○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草
農地（以下に 掲げるものを 除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○深耕プラウ等による鋤込み ○土面の踏圧、砕土、均平化 ○肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布 ○畦畔・農道の除草、水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物 が栽培されてい る農地に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ○樹皮の洗浄 ○枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去 ○除草、水路の清掃、汚泥の除去
牧草地	<ul style="list-style-type: none"> ○深耕プラウ等による鋤込み ○土面の踏圧、砕土、均平化 ○肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種 ○畦畔・農道の除草、水路の清掃、汚泥の除去

※1 「庭等における表土等の除去、客土・圧密による原状回復」、「庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去等、現場保管の際の残土による原状回復」と「汚染されていない土壌による被覆」については、いずれか一つを選択します。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

鹿沼市では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいります。平成 25 年 3 月末までを第 1 期、平成 29 年 3 月末までを第 2 期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

除染対象	第 1 期		第 2 期			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	■	■	■	■	■	■
公園	■	■	■	■	■	■
公共施設その他同等の施設	■	■	■	■	■	■
通学路（側溝含む）		■	■	■	■	■
民間施設・住宅・宅地		■	■	■	■	■
生活道路その他同等の施設		■	■	■	■	■
農地（牧草地含む）			■	■	■	■
山林・里山・河川			■	■	■	■

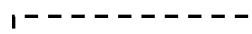
第 1 期で実施するもの



第 2 期で実施するもの



空間放射線量を経過観察し、線量が高い場合に除染を検討するもの



国・県等の状況を踏まえ検討するもの



6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

○除去土壌等の処理方針

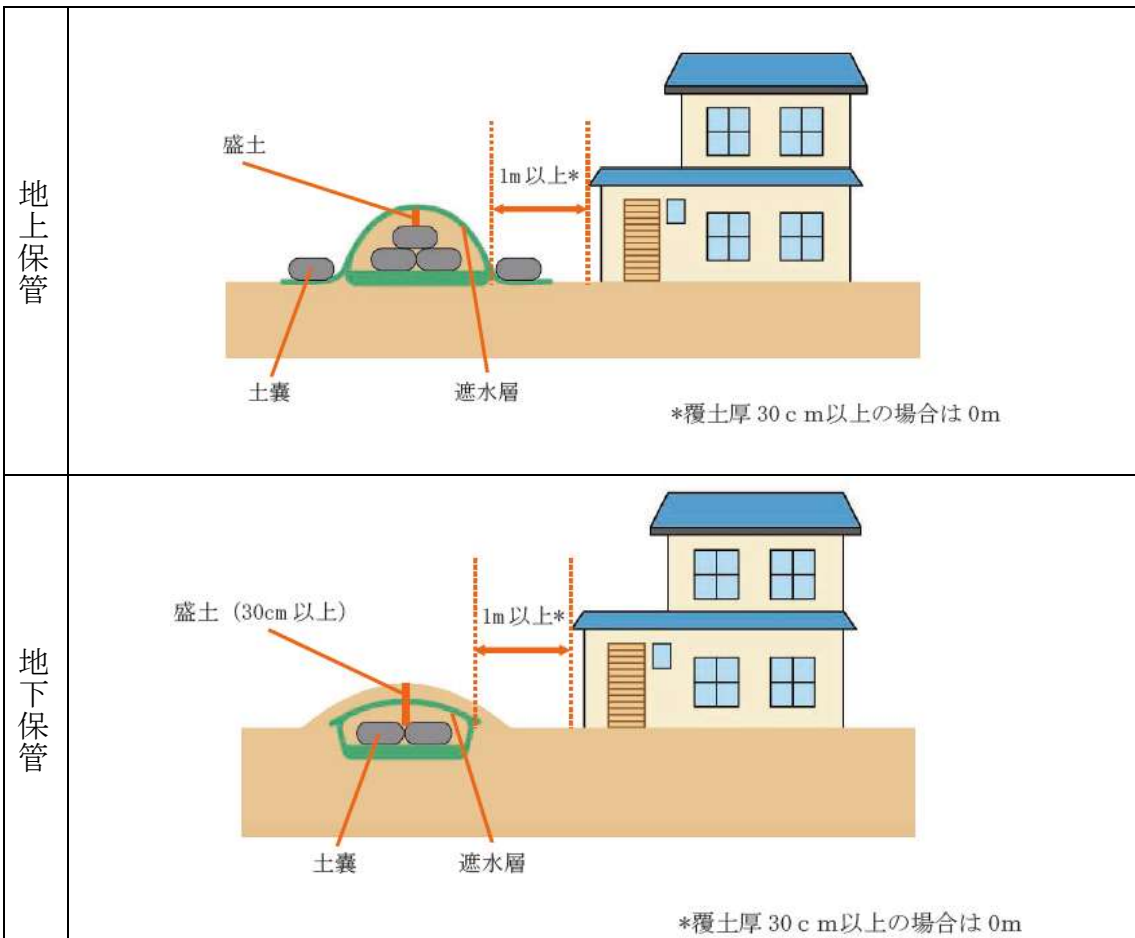
除染に伴い発生する土壌等（土壌、草木：以下「除去土壌等」という。）については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

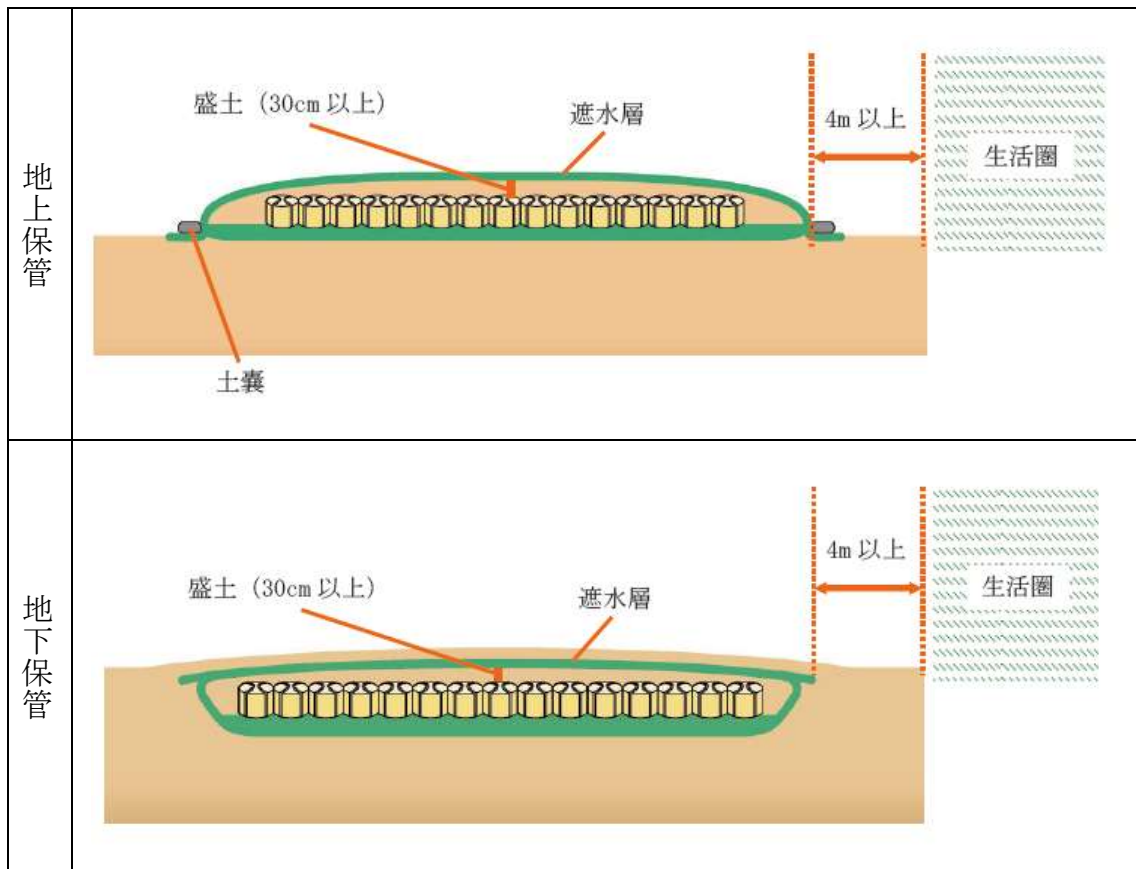
なお、現時点において、市が地域、コミュニティごとに設置する「仮置場」を確保できていない状況であるため、当面の間は、敷地内など除染した現場等での「現場保管」とすることとします。

「仮置場」の確保については、今後とも地域住民の協力を得ながら候補地の選定、協議等を進めていきます。

○現場保管（イメージ図）



○仮置場（イメージ図）



7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、その都度、公表していきます。
- (3) 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。
- (4) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。

以 上